

## 一般社団法人日本ペインクリニック学会学会誌編集委員会運営規則

### 第一章 目的

本規則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第1章第3条第2号の規定に基づき、(社)日本ペインクリニック学会誌（以下学会誌）を発行するにあたり、設置された学会誌編集委員会（以下委員会）の運営に関して必要な事項を定める。

### 第二章 刊行

学会誌は、年4回刊行し、毎年第3号を「大会号・抄録集」に充てる。

- 2 第1号、第2号、第4号の刊行は、それぞれ2月、6月、10月とする。

### 第三章 委員会構成

委員長は、理事会が指名し、委員会を統括する。

委員会は、委員長並びに若干名の委員及び役職指定委員をもって構成する。

- 2 委員は、評議員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。必要に応じて専攻分野を考慮した委員を加えることができる。
- 3 役職指定委員とは、会長、前会長、前々会長及び事務局長とする。
- 4 委員会は、専攻分野を考慮した査読委員を置くことができる。
- 5 査読委員は、委員会が推薦し、代表理事が委嘱する。

委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 附 則

- 1 本規則の改廃は(社)日本ペインクリニック学会定款に従う。
- 2 委員会は、発行月1ヶ月前に年4回行う。
- 3 編集事務室は、学会事務局におく。
- 4 査読料としては税別1編につき、委員長に3,000円、編集委員及び査読委員に2,000円を法人が負担する。
- 5 本規則は**2011年7月24日**より施行する。

**1998年7月24日制定 1999年7月17日改正 2001年7月13日改正 2002年7月20日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2008年7月21日改正 2009年7月19日改正 2011年7月24日改正**